

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年3月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300177 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300036 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年5月26日から平成3年5月1日まで

私は、請求期間においてもA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、請求期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において平成2年5月1日に被保険者資格を取得し、平成4年12月28日に離職していることから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、A社は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等を保管していないことから、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

また、事業主から提出されたA社B支店に係る資料及び事業主の回答により、請求者は同社において、時間給又は日給月給の「C職」であったことが確認できるものの、事業主は、請求者の請求期間における勤務形態については、具体的な記録が残っておらず、不明と回答している。

そのほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。